

## 地教行法の「改正」に抗議するとともに、教育委員会に対し、子どもの学習権と教育自由を保護することを求める声明

1 2014年6月13日、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下「地教行法」)の「改正」案が参議院本会議で可決成立した。

同「改正」案は①各自治体の首長に、政府が策定する教育振興基本計画を参酌して、教育行政の基本方針となる「大綱」を定める権限を与え、②首長が主催する総合教育会議に教育委員を参加させ、ここで調整された事項については、教育委員会に結果尊重義務を課す、③また、教育長と教育委員長を統合した責任者である新たな「教育長」を置き、「教育長」は首長が議会の同意を得て、直接任命・罷免し、④「教育長」の任期は他の教育委員よりも短く3年とする、⑤これまで条例で定められ身分保障されていた教育長の勤務条件を、一般職と同様とするというものである。

自由法曹団は、かかる「改正」案は、政府や首長の政治的な意向を教育に反映させ易くするものであり、極めて問題であると指摘してきた。また広く国民からも、「改正」案によって教育の政治的中立性が害されるとの批判がよせられた。日本教育新聞社が全国の市区町村の教育長に行なったアンケートによると、約60%の教育長が教育委員会の「独立性が弱まる可能性がある」と答え、上記「改正」案が「有効な法改正とは言えない」と答えた教育長は約半数にのぼることが報道された。現に、大阪市の問題生徒を隔離しようとする方針や、松江市泉佐野市等で見られる「はだしのゲン」の閲覧制限や回収など、首長による教育現場への介入の動きがあるなかで、今回の「改正」案は、制度的に首長の介入を強めるものである。自由法曹団は、このような問題点を顧みることなく法案が可決されたことに対し、強く抗議する。

2 そもそも、教育委員会制度は、政治権力によって利用され翻弄され続けた戦前の教育の反省から生まれた。本来、教育は人間の内面的価値に対する文化的な営みであって、子どもの成長発達の観点からも多数決原理が支配する政治的影響によって支配されるべきでなく、教育内容に対する時の政府や行政の介入は許されない。そこで、教育の民主化を図り、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保するために、首長から独立した執行機関である教育委員会が教育行政を行うことにより、教育が党派的な利害に左右されることがないようにするとともに、合議体の委員会とすることにより、一部の者の独断や恣意の介入を防ぐ仕組みとなっている。

地教行法「改正」案の国会審議では、文科大臣自身が、教育の政治的中立性、継続性、安定性の重要性を繰り返し答弁し、「改正」案にしても、教育委員会の権限と役割には変更がないこと、教育委員会が合意していない事項については、首長が策定する大綱の尊重義務のないことも確認された。

3 自由法曹団は、地教行法「改正」に抗議するとともに、各教育委員会に対し、国会審議を踏まえ、政府や首長の政治的意図に屈せず、子どもの学習権と教育現場の教育の自由を保護するという本来の役割を貫徹することを求める。また、戦争をする国のための人材づくりと、世界で一番企業が活動しやすい国のための人材づくりを目指す、安倍政権の教育「改革」に対し、今後も子どもの学習権を保護する立場に立つ多くの国民と共同して反対することをここに表明するものである。

2014年6月17日

自由法曹団  
団長 篠原 義 仁